## 令和7年4月より、

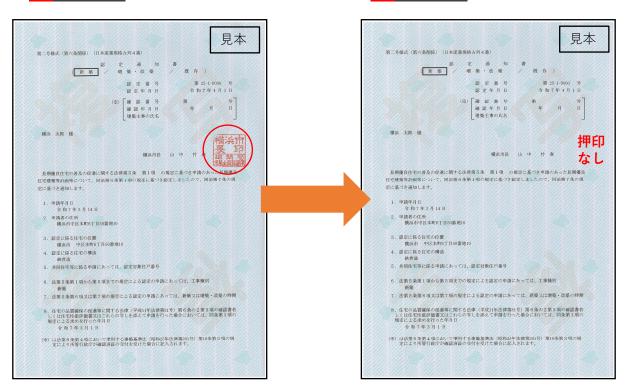
- ◎ 長期優良住宅認定通知書等
- 低炭素建築物新築等計画認定通知書等
- ◎ 風致地区内行為許可書
- ◎ 建築物省エネ法適合判定通知書等

## 市長印の押印を廃止します。

情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく建築確認等の手続の取扱いについて(技術的基準)国住指第357号により、公印の押印が削除されることに伴い、本市が発行する上記通知書等の市長印の押印を省略します。

## 旧通知書

## 新通知書



※偽造防止措置を講じた用紙を使用しています。

【このチラシに関する問合せ先】

横浜市建築局建築企画課 建築環境担当 TEL 045-671-4526